第4回 カーボン・オフセットフォーラム(J-COF) 課題別ワークショップ
― 議事録 ―

平成20 年10 月21日(火) 15:00～17:00
於:全国都市会館 大ホール

高橋室長：開会挨拶、 課題別ワークショップにおける資料および議論の概要説明
事務局（加藤）：資料確認
新美座長：セッションの説明

【セッション１：カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドラインについて】

事務局（竹田）：前回の議論で保留となっていた 4 点について説明する。

1. 資料 1-①25、26 ページ。サービスの全体での販売量をオフセットする場合、個別のオフセット量を明記しなくてもよいかという話があったが、資料 1-②右側 3 行目に明記しているが､消費者が支払った金額に対する対価を明記する目的から、商品一つあたりのオフセット量を明確にする必要があると掲載している。オフセットに必要な費用を企業が負担するような場合等、消費者が明示的に負担しない場合にはその限りではないという整理とした。その場合、オフセットの総量が変動する場合等も含めて誤解のない表示をすることが必要と記載した。
2. 26 ページのオフセットの対象の温室効果ガス算定方法を明記するという部分で、独自の算定方法を用いた場合の記載例を載せられないかという論点があった。色々と独自方法を用いた場合の事例を調べたが、今のところ独自方法を用いた事例が少ないことから、まずはガイドラインに掲載するのではなく、カーボン・オフセットフォーラムのHP上で独自方法を用いている事例を紹介していくという形に整理したいと考えている。基本的には 26 ページの下の段落にも書いているが、独自の算定方法を用いる場合にはなぜその算定方法を使うのかということと、排出係数やパラメータの出典、活動量の収集方法等を具体的に記載していただくことになると考えている。
3. 33 ページ下側の、クレジットを取得できないお場合の対応についての情報提供について、以前、クレジットが取得できない場合、返金等の対応をとるという記載をしていたが、前回複数の委員からかなりご意見を頂いていた。このような場合、33 ページに記載しているように、販売の際に明示したクレジットが調達できない場合には、同じようなクレジットを調達するということを契約に記載すればどうかすればという形にした。基本的には商品・サービスの購入者がリスクを負うことのないようにするということ。代替クレジットの調達が難し

い場合に別途返金等の措置を講ずることにしており、まずは調達に主眼を置いていただくということにしている。無効化処理を行った後のキャンセルの受付について、基本的には事業者のサービスの任意ということだが、キャンセルを受け付けない場合には、無効化処理後のキャンセルが制度上困難であることを明記する必要があるとした。しかし、33 ページ「しかし」以降であるが、事前に明記した場合においても、契約の申し込みの撤回又は契約の解除については特定商取引法の関連法令の定めに従い、適切に処理することとした。

4. 38 ページ、証書に写真を掲載する際の注意事項について、原委員から指摘のあった部分だが、元々関係のない写真は掲載してはいけないという書き方をしていたが、39 ページのような、直接関係のないイメージ写真については、消費者の誤解を回避する観点から避けるべきとした。これは 17 ページにある環境表示ガイドラインの要求事項の表４の内容と合わせた形にしている。

新美座長：この議題については前回かなりの時間を割いたが、リクエストがあれば質問・意見を受け付ける。また、会場の皆様には質問票をお配りしているので、事務局員にお渡し願いたい。最終的なガイドライン作成の際に活用する。

山本委員：25 ページ下から 8 行目、サービスを販売する段階でオフセットする量が確定していない場合は推計値を示すことで代用しても差し支えないが、その場合は事後に確定値を情報提供することが必要であるとある。これは 6 ページの会議イベントオフセットの部分で、最初に計画した時は推定量で、最終的に確定したときにきちんと情報提供しないといけないという意味だと思う。そのあたりが会議・イベントオフセットの 6 ページを読んでも分からないので、記載した方が良いのではないか。また、25 ページでオフセットする量を明記とあるが、距離なのか CO2 なのか不明である。上に成田空港からロンドンヒースロー空港の航空機の利用をオフセットするとあるが、CO2 の量は何も書いていないがこれでもよいのか。これでオフセットする量を明記することになるのか。オフセットする量は、飛行機の利用した距離を明記するというようにとられてしまう可能性がある。正しくは、排出量を明記するのではないのかと思う。

33 ページ、クレジットが取得できない場合だが、クレジットが取得できなかったのか最終結論がどうなったのか確認したい。情報提供しないといけないということでよいか。

新美座長：いずれも大切な部分だ。

事務局（竹田）：会議・イベントオフセットについて、6 ページは複数のパターンがあるという事を説明するものであり、実際には 43 ページに会議・イベントの場合の情報提供ということで、一覧表で載せている。基本的には〇で書かれているものについて表示することが望ましいということで、43 ページであれば（2）二つ目パラグラフのところに事後的に確認できるような情報提供をすることが望ましいと記載している

ので、ご指摘のものについては対応できていると思う。25 ページの望ましい記載例については言葉足らずのところがあるので修正する。

新美座長：他にはないか。今の山本委員の指摘とフロアからの意見を踏まえて、ver.1.0 という形で作業を詰めていっていただきたい。なお、このガイドラインは随時皆様のご意見を反映させながら改訂版をだしていくつもりでいるので、常にウォッチしてご意見を賜りたく考えている。セッション 1 については以上である。

続いてセッション 2 である。第三者認証スキームについて、環境省から説明を頂きたい。

【セッション 2：カーボン・オフセットに対する第三者認証機関による認証基準及び認証スキームについて】

環境省（吉崎）：資料 2-①、参考資料 1 について説明。

新美座長：ありがとうございます。只今の説明に対して委員からのご意見・ご質問をお願いしたい。

山本委員：よくまとまっていると思う。資料 2-①について、下の四角に囲んだものが二つあるが、ひとつは商品事業者、さらにはイベント主催者。さきほどの情報提供ガイドラインでは三つの形態があるとなっている。もう一つは自己活動オフセットだ。自己活動オフセットのところを読むと、企業がプロバイダーからクレジットを買ってオフセットする場合は、商品・サービスのところに準じた情報提供ということが書かれている。自己活動オフセットの取り扱いをどうするか、企業の環境活動とか営業活動の一環として広報・宣伝をするときは、株主、顧客や市民に対する適切な情報提供が求められるというのもあるので、ある程度信頼性のある情報提供をしないといけないと思うので、位置づけを明確にしておいたほうがよい。これをパッと見た時に、工場、事業場の方が、自分がオフセットする時、関係があるのかないのかがわからないので、できればいれたほうがよい

新美座長：ありがとうございます。今の点、回答お願いします。

環境省（吉崎）：資料 2－②の認証基準で示しているとおり、認証の種類として当然自己活動型のカーボン・オフセットというものもある。資料 2-①では示していないが、商品・サービス型、会議イベント型と同じような形で、山本委員からご指摘があったような、自己活動型オフセットも認証の対象になると考えている。

新美座長：山本委員が指摘したように、この絵の中には出てきていないということで、この資料がどこかに出ていくのであれば、今のことを示したほうがよいだろう。

仲尾委員：あんしんプロバイダー制度というものが今回出てきたが、具体的にこのあんしんプロバイダー制度に登録されたプロバイダーには、どのような基準を今考えているのか。どう考えて審査しようとしているのか。

環境省（吉崎）：あんしんプロバイダー制度は環境省のスキームとしてではなく、気候変動

対策認証センターの事業として考えている。この後、参考資料２で説明したいと考えている。

事務局（佐々木）：登録されたプロバイダーへの基準というのは、まず基準そのものを作成し、それに合致するかどうかを審査することになるが、基準のもととなる項目としては、まだ例の段階ではあるが、参考資料 2 の 2 ページ目、脚注 2 番に書いている。これをどのような形で定量的、定性的に審査するかは今後の検討課題だ。

新美座長：むしろ次の説明で説明されたほうがよいだろう。続いて事務局から説明を行ってほしい。

事務局（佐々木）：参考資料 2 についての説明

事務局（永村）：参考資料 3 についての説明

新美座長：ありがとうございました。今の説明を踏まえて、質問・意見をお願いしたい。

明日香委員：認証フロー2 ページ目だが、ラベル使用料金とあるが、お金をとるという方向で考えているのか。またいくら位か、想定はしているのか。

また、責任関係だが、最初の 1 年目は気候変動対策認証センターがやるとあるが、その後は認証機関がかなり責任を持つことになると思う。例えば何か問題があった時に、認証取消しの警告なり、2 年目以降は認証機関が独自の判断で取消し等をすることになるのか。環境省や気候変動対策認証センター等と協議して決めることになるのか。その時に、認証機関の責任がどの程度と考えているのか、確認したほうがよい。

事務局（永村）：最初は、ラベル使用料金は、実際に事業としては事務局の運営経費がかかるので想定はしているが、それがいくらであるかというのは、現在のところいくらにするかは決まっていない。

2 番目の責任関係だが、ラベルの使用が不適切な場合の警告は誰が行うのかということだが、ラベルの発行主体である認証機関に責任を持ってやっていただきたいと考えているので、ラベルの使用継続が不適切な場合の取り消しは認証機関が一義的に行うもの。ただし、認証機関に全部任せて、制度の安定性が損なわれるような場合には、制度全体のオーナーである環境省又は気候変動対策認証センターになるかもしれないが、別途取消の手続きあった方がよいのではないかということも議論としてはあると思うが、来年モデル認証事業を行うという中で、そういったところを議論されていく可能性はあるかと思う。

新美座長：関連だが、ラベル使用量と認証手続き費用というのは全く別に考えるのか。そのあたりが不明確だ。

事務局（佐々木）：まだ確定はしていないが、ラベルの使用というところでは、ある程度使用頻度・使用量に応じて順応的と考えられる。それに対し、認証費用は固定的なものであるので、これらを組み合わせて、全体の費用を計算することになる可能性も

考えられる。ただこれはまったく確定していない。

新美座長：このあたりは詰めておいたほうがよい。保険などと絡んでいる時には、商品に付けた時に保険料がかかっているということで、従量制というのも分かるのだが、認証ラベルをはることでどういう効果があるのかという絡みが出てくるので、従量制が単純に行けるかどうか、ちょっと詰めておいた方がいいのではないかと思う。

事務局（佐々木）：税務の観点からいうと、ラベルの発行に従う、つまり従量制というところに意義があるのかと思っている。

新美座長：ラベルを貼った量によって金をとるというのは、ラベルそのものについて一種のマーク料のようなものをとるということを考えているということか。

事務局（佐々木）：ラベル使用に伴う対価性を証明する手段になるものと考える。

新美座長：そうすると、自分のところで認証したと表示をした者については料金は取らないのか。

認証手続き費用であればラベルに関する費用も全部含んで取れるが、ラベルの使用料だということであれば、ラベルを使用しなければとれない。自前でそういう表示をした、あるいはラベルを作ったら、その事業者からは料金をとる必要はなくなるのではないか。

事務局（佐々木）：そのあたりの全体のところについてはもう少し検討する。

山本委員：参考資料2で、①について、平成21年度において認証するカーボン・オフセットとある。まずは確認であるが、平成21年度はモデル認証機関として、気候変動対策認証センターがモデルで検討して、将来的には平成22年度からは認証機関が実施すると。このときに、運営方法というのも平成21年度の検討課題なのか。認証機関を登録して、取りまとめるのは資料からは環境省のように書いてあるが、これも21年度の検討課題かを確認したい。

また、平成21年度からとあるが、現在高知県・ルミネモデルがあるが既に存在しており、高知県のVERでルミネの通勤のCO2排出量をオフセットしようということがモデル事業で走っている。他にも9件モデル事業として採択されたものがあるので、21年度を待たなくても、せっかくモデル事業があるので、20年度からはじめたほうがよいのではないか。特にルミネの場合は来年3月にはオフセットしないといけないため、どうすればよいかをちょうど検討しており、21年度に向けたちょうどいい題材があるのではないか。

参考資料3の2ページ目、認証機関の③で、事前認証結果の〇か×かというのは第三者認証基準によって判断されるものか。

7番や8番でラベルの使用開始とうものがあり、9番でモニタリングするとある。1万個の商品を、1万個いっぺんにオフセットはできないので、順繰りにオフセットされたものを市場に出すことになるが、ラベルの使用時期もいつ使用したのかということをモニターするのは大変だが、これをすべてモニタリングする必要があると

いうことか。

3 ページ目で、クレジットの無効化は販売計画期間の開始後１年以内に開始するとあるが、この場合 1 万個の商品販売が始まって、1 万個目が１年以内でないといけないという意味なのか、例えば１万個オフセットした商品を提供する時に 1.5 年かかった場合はどうするのか。事前に 1.5 年かかるという場合は、やはり１年ということで区切って申請しないといけないのか。1 年で 1 万個やったかどうかというのを見ておかないといけないのか。

4 ページ目で、事後認証とあるが、会議・イベント開催のオフセットは事後認証とあるが、これは例を示されているという理解でよいか。当然、事前も必要と思う。

新美座長：それでは今の点について、回答をお願いしたい。

事務局（永村）：参考資料３について先に回答したい。2 ページの〇、×というのはこの後説明する第三者認証基準に基づいて判断するもの。

モニタリングについては、1 万個の商品を１個１個がいつ売れたかということを確認するというレベルで考えているというよりは、１年間に１万個売るという計画に対して、1 年間に 1 万個以上ラベルを使ってしまって、使ってしまったことの報告がなされないまま、オフセットできていない商品が出回ってしまったということが望ましくない状態であるので、販売計画に対してどのくらいの量がオフセット商品として出ているのかということ。それから、実際にどういう形で情報提供なり、ラベルを貼るということを事前に計画しているわけであるが、その計画と同じような形で情報提供がきちんとなされているかというのがモニタリングの項目としては考えられる。あとは、調達することになっているクレジットがきちんと調達できそうな状態になっているか、何らかの情勢変更によって調達できないような状況になっていないかというところがモニタリングの項目になってくるということで、1 個 1 個をというところまで考えているわけではない。

無効化のタイミングだが、商品・サービスの販売計画期間は１年以内としている。1.5 年で販売計画をというのは想定していない。その場合は、1 年以内に分割して申請してほしいということ。

それから、1 万個目が市場に提供されてから 1 年以内に無効化すればよいという意味かというとそうではなく、1 個目が提供されて、消費者に届く、消費者からするとそれから 1 年以内に無効化されているものと期待しているはずであるので、提供された商品から見て 1 年以内ということが言える。したがって少し厳しい見方をすると、商品が提供された段階から 1 年以内に全体がオフセットされているということを想定しているため、3 ページの真ん中にあるように、もし 1 年間で販売計画を立てた場合には、最初に売れ始めてから１年以内に無効化をしなければいけないということにしているということ。

会議・イベントの場合は事後認証しかないということではなく、4 ページ（2）と

いうのは、会議・イベントの事後認証という一例を示しているだけだ。

新美座長：参考資料3についてはこれでよいか。

山本委員：今おっしゃったのは、1万個目が市場に出てから1年ということか。ロットで管理しなければいけないと思うが、1個目と1万個目がいつ売れたかはわからないのではないか。

事務局（永村）：1万個目から1年という意味ではなく、1万個目はむしろ即座でないといけないという場合もありうるということでえある。

山本委員：要は、最初の始まった時点から最終のものを含めて1年以内ということか。

事務局（永村）：そのとおりである。オフセット商品というものを世に提供した段階から、計画した量のオフセットをするということである。

新美座長：次に環境省からお願いしたい。

環境省（吉崎）：モデル認証機関として、気候変動対策認証センターに事業を開始していただくタイミングについてご指摘をいただいた。平成21年度におけるという書き方を参考資料2でしていて、山本委員からは高知県モデルあるいはモデル事業のようなものを踏まえて早くできないかとうご指摘であったが、おっしゃる通り、諸々の準備が整い次第立ち上げという形にしたいと思う。準備ができているのに21年度まで待ってからという趣旨ではない。したがって、高知・ルミネモデルあるいはモデル事業も可能であれば年度内に認証するということも選択肢に入ると考えている。

新美座長：よろしいか。それでは大島委員お願いする。

大島委員：参考資料3の3ページ※印の、フローで言うと2ページ⑨のモニタリングをやった時の※印だが、要改善事項がある場合に、改善を要請するとか色々書いてあるが、基本的に商品とかサービスはパフォーマンス認証となってくるのか。EMSのように現場をまわって改善をできるというより、考え方違いをそもそもしているというものとか、定量の把握の仕方が全く違っているというようになってくるので、指標を狭くするつもりはないが、とらえ違いをしたものというのは年に1回審査をしても、同じ状況が続くであろう。厳しいかもしれないが、改善がうまく進まなかった場合の次の認証時には、ペナルティのような形での配慮を少し検討してもらったほうがよいのではないか。自社そのものにPDCAのチェックがあって、自社内でちゃんと監査をやって、考え方とか意識を変える仕組みがあるのであれば多分改善はするはずであるが、とらえ違いをしてしまったものは言っても分からないし気が付かないと思うので、ペナルティというのは言葉がきついが、そういう配慮について検討していただいたほうがよいかと思う。つまり、次の年の認証に課金をするのか、減点をするのかというところも、基準の中に入れていただければと思う。

参考資料1のところについて質問。よく整理されているが、点線と実線の関係がよく分からない。右上の情報提供のところの「ラベルのあり方」が点線になっている。点線になっているのがどういう意味かと思って下の凡例を見ると、遵守が期待

される基準類以外となっていて、これは絶対要件になっていない。その代わりに横の「ラベル使用規定」は、これは絶対守ることとなっていて、相互に整合しないのかなと。ラベルのあり方については、遵守が期待される基準類にならないと、さっきの座長がおっしゃった自己認証ラベルのような、いわゆる環境ラベルで言うタイプ 2 ラベルが出てきて、色んなマークが出てきてしまうとかえって市場を混乱させてしまう懸念がある。そういうことからラベルというものを決めましょうというのがそもそもこのワークショップの目的だと思うので、ラベルのあり方は守らないといけない要件なのではないか。

新美座長：特に後者についてどう考えているか。

環境省（吉崎）：ラベルのあり方の枠を点線にしている趣旨は、このワークショップのアウトプットとしてどういうものを求めるかという点になると思う。何らかのガイドラインや認証基準のような形で、このとおりにやってくださいというものを目指すのか、ラベルというのはこういうものを表示する方向で作りましょうという一定の方向性をワークショップとして出すのか、という認識によって、この点線か実線かとうのが変わってくる。現時点では後者のように方向性を出すという形で考えており、具体的にどういう貼り方をするか、どういうところに注意すべきかというところを使用規定のようなもので決められればと考えてこのような整理にしている。

新美座長：よろしいか。

武川委員：今の質問とも関連するが、ラベルのあり方について、今の説明だと複数のラベルがありうるということか。ラベルとしてはこういう方向性で作ってもらいたいというものはあるが、消費者の目にとまるラベルとしては色んなものがあり得るということを想定しているのか。それともこのスキームの下でのラベルは 1 種類に統一されるものなのか。これは大事なポイントだ。もし複数になれば、どこまで意味があるのかということになる。複数ラベルがあるということは、この基準に従わなくてもいいということになり、差別化があまりできなくなってしまうのではないか。また、商標をとるのであれば、どこかが取って、そこからライセンスを受けなければ使えないという話になるので、複数の機関が並立するというのは本当に可能なのか。個人としてはラベルを 1 種類にしたほうがよいのではないかと思っている。どこかの商標登録なりにして、そこがライセンスを出して、各認証機関が同じラベルを使うというのが本来あるべき姿ではないか。そうでないというのであれば、どういうやり方によって、この基準を満たしたスキームなんだということをバラバラのラベルの中で表示するのか、ラベルの中に絵が一つ入るというイメージになるのか、そこは知的財産権としてどう守っていくのかというところも合わせて議論する必要があるので、ラベルをどうするのかというのが一つ目の質問だ。

　二つ目は少し話が変わるが、あんしんプロバイダー制度について、あんしんプロバイダー制度で認証する対象というのは、各カーボン・オフセットのしくみが消費

者の目に留まるところを認証するというわけではなく、そのしくみを実現するために業務の一部をプロバイダーにアウトソースされ、そのアウトソースされている先の業務がちゃんとしているかということを確認するという趣旨なのか。

新美座長：回答をお願いする。

環境省（吉崎）：一つ目の質問についてお答えする。ラベルのあり方としてワークショップでアウトプットとして出したものが、最終的に一つのラベルになっていくのか、あるいは複数のラベルが併存しうるのかという趣旨の質問かと思うが、基本的に方向性を出したものに基づいて環境省側でラベルを作っていくということ。複数の認証機関があり方に従っていればどのラベルでもいいというわけではなくて、方向性を出していただいたうえで、こちらで作業を進めます、という趣旨である。

2点目のあんしんプロバイダー制度については事務局から。

事務局（佐々木）：あんしんプロバイダー制度については武川委員から指摘があったように、消費者の目、あるいは事業者の目から見た時に見えない部分があり、その中でも最も見えづらくどうなるか分からない、かつ海外で不祥事例が発生しているのが一番多いところが排出量取引のところということで、ここを中心に見えない部分について確認をするということだ。

新美座長：よろしいか。それでは明日香委員お願いします。

明日香委員：ラベルが一つか複数かという問題があるが、もし環境省が一つという方向でいくのであれば、値段もラベル使用と同じ方がいいのかなと。あと、たくさん売れれば認証機関の儲けになるということなら、いい加減な認証によってなるべくたくさん売るようなインセンティブにならないようにする必要がある。

あと、あんしんプロバイダーというようなものを作るのはいいと思うのだが、これも一つラベルのような形になるのかなと。あんしんプロバイダーという名前が入るのか、使っていいのか。また、実際日本ではこれからであるし、あまり事例が無いので、1回か2回そういうことをやったプロバイダーはダメにしてしまうのか、それともたくさんやったけれど、ちょっとくらい失敗したけれど、たくさんやったようなプロバイダーはいいのかとか、このあたりは自分でも特にこうするべきとうのは無いが、難しいかなと思う。

事務局（佐々木）：まずあんしんプロバイダー制度がラベルのような形になるのかという点であるが、ラベルとは別で考えている。あくまでもあんしんプロバイダーの情報提供の主体はJ-COFであったり、気候変動対策認証センターとなっており、これらのウェブページを見ればそのプロバイダー名がいくつか並んでいるという状況にするのみで、プロバイダーが独自に自分はあんしんプロバイダーと言うのは避けるような制度の作り込みにしようと考えている。これは期間を区切った形でクレジットの取扱を確認し、その最新情報をウェブページで公開するという趣旨である。

もう1点、それぞれの経験というのはプロバイダーによって違うのではないかと

いうのはご指摘のとおり。そこは今検討しているところであるので、決まり次第改めて制度を公開したいと考えている。

新美座長：この点については議論があるところかと思うが、他にも議題が残っているので、このセッションの本体である第三者認証機関による認証基準についてご議論いただきたい。

事務局（永村）：資料 2-②について資料説明

新美座長：明日香委員お願いする。

明日香委員：8 ページのバウンダリのところであるが、バウンダリを決めるのは認証機関が判断するのかというところと、四角の中の文章では全部または一部についての排出量となることとあるが、一部というのが入ると、一部というのは誰がどう判断するのかとか、結局バウンダリは一部だから関係ないのではないかということ。バウンダリを大きくとるか、小さくとるかが考え方なわけだが、そのうちの全部の排出量といったほうがより論理的ではないか。そのかわりバウンダリを小さくとったということになるのだが、それがいいかどうかというのはまた別の問題として、一部という記述は恣意的な形になり、実際バウンダリを小さくとったということと同じになってしまうのではないか。

事務局（永村）：この部分は幅の広い書き方をしていて、前回も議論になったところであるが、ここで考えているのは、あり方指針の中で、排出量のオフセットというものを全量でなくてもよく、部分的なオフセットでもよいというルールにもともとなっている。したがって、どの範囲でバウンダリで認識するかということと、そのバウンダリの中で全量をオフセットしないといけないかというものは基本的にはかなり自由度があったということ。この認証基準上、それをさらに狭めるということも考えられるのだが、入り口としては厳しいものを想定していない。バウンダリの取り方が商品・サービス等のオフセット活動とまったく関係ないところでバウンダリを設定したら問題だということで排除することはあるのだが、一定の合理性、例えば商品製造の段階での排出量をということ等、そういう合理性があればそのバウンダリのとらえ方はどこに設定しようと、それは自由であると。かつそのとらえた中で、それを全量にするか、さらにその中での一部として捉えるかというのもまた自由としており、だいぶ緩い基準としてやっているということだ。もし、そうでなく、バウンダリ設定を厳しくすべきというのであれば、そういう意見も頂ければと思う。

山本委員：バウンダリだが、検証するところからすると、基準が明確でないものを検証できるかというのがあるので、あまり検証機関、認証機関に自由に考えさせる裁量の余地を与えると、それぞれで勝手な解釈になってしまうという恐れがあるので、ある程度決めた方がいいと思う。でないと何がよくて何が悪いかが非常にあいまいになってしまうと思う。

オフセットなので、フットプリントでもオフセットすればオフセット対象なので

はないかとなるが、このあたりの考え方をはっきりさせておかないと、対象をどうするかとか明確化が必要。

事務局（永村）：今の議論は非常に難しいところであるが、まずフットプリントというのは算定のし方のひとつ。カーボン・オフセットの取組に対する排出量の認識の仕方は非常にいろんなものがあり得ると考えており、フットプリントの考え方に基づいて認識するというのももちろんひとつの案だが、限定的に捉えているわけではなく、カーボン・オフセットの場合はもちろん商品を製造するという話ももちろんあるのだが、サービスの提供というのもあり、さらには自己活動と、色んな形態を考えているので、フットプリントという概念が直接限定するものではない。

バウンダリについて、固定的に決めるのであれば、こういうタイプであればこういうバウンダリにしなければいけないと、たとえば商品では LCA でやれと求めていくようになる。今のフットプリントの議論のなかでも、商品・カテゴリに応じてどこまでやらないといけないというのはもう少し境界を決めないといけないもので、実際固定的に決めようと思うとなかなか決め難いところもある。オフセットはフットプリントよりも更に広い対象の範囲をとらえており、どういうバウンダリでなければならないかということを決めることは難しいのではないか。また難しいということが認識されているがゆえに、あり方指針ではあまり縛らないような形で色んな形体のものを認めようとなっているのかと思っている。

なお、今後見直しをかけるということを想定しており、今はこういう形になってはいるが、将来も同じようになっているとは思っていない。今後いろんな事例が出てきた中で、バウンダリはこうでなければならないのではないかというのを徐々に徐々に狭めていくと、基準を厳しくしていくというのが現段階では望ましい方向性なのではないか。

新美座長：たぶん一部というのはどういう風にやるにしても、確定するのは非常に難しい。バウンダリも非常に柔軟だということになると、山本委員と明日香委員がおっしゃったような問題はあると思うが、今事務局の方から説明があったように、徐々につめていくという事でしか解決策は当面とれないという気もする。委員でもう少しこんなアイデアもあるというのであれば記載していきますが、歩きながら考えるというのでもいいのではないか。

山本委員：おっしゃるとおりだ。こういうことも含めて認証の素案や試行スキームで、これか 4CJ（気候変動対策認証センター）のモデル認証で検討する課題かと思う。

ただし、自分で勝手にやっていいということもあるが、ある程度のイメージ的にこんなもんというのは示した方がいいと思う。ほんのちょっとしかやらなくて、全部やったと言うのはやっぱりよろしくないので、ある程度方向性みたいなのは言った方が良い。

フットプリントの話をしたのは、フットプリントで見ろという意味ではなく、フ

ットプリントも入るであろうというだけの意味。

仲尾委員：バウンダリの議論の続きだが、通常はバウンダリを決めたらそのバウンダリ内で重要な排出源はすべて含めることというのが通常の完全性の定義の仕方だ。一部についての排出量という考え方は無いので、その一部ということになると、その一部をバウンダリとして設定しないといけない。例えばオフセットの対象が家庭から会社までの通勤の間の排出量をオフセットするということになって、実際に算定したのがその間の電車に乗った部分だけであったとなると、それはバウンダリの設定の仕方が誤っていて、バウンダリは通勤の中の電車を利用した範囲となるわけで、バウンダリを明確に、一部ということではなくて、きちんとステークホルダーに提供できるような形で設定するというのが本当の姿だ。

明日香委員：自分も基本的に同じスタンスだ。一部というよりもバウンダリをどこに決めるかというのは事業者に責任を持ってもらって、それを決めた時にちゃんと計算されているかというのを、イベントだったらどこか電気代だけをオフセットすると、それをバウンダリとして、それで計算がちゃんとなされているかを確かめるということだけを認証機関に責任を持たせると。電気のとこだけにするか、交通手段をどうするかというのについては認証機関には判断させないという方がすっきりすると思う。一部、というより、ここだけをバウンダリとして決めさせた方がよい。バウンダリとしては事例を踏まえて、会議だったら電気だけでなく交通くらいは入れてとか、というイメージで出した方がいいかと思う。

事務局（永村）：今の議論に関して、バウンダリをどう設定するか、というのとオフセットの割合をどうするかというのがあり、後者のオフセット割合を 100%でなければいけないとするかという議論なのかと。あり方指針の段階では 100%でなくてもよく、作るのに 100g-CO2 かかるのが分かっているんだけれども、半分だけ、50g だけオフセットするというのでもいいんじゃないかとなっている。認証基準上、100g だと認識したら 100g だとする、あるいは 50g しか無いと分かったらあらかじめ 50g にバウンダリを調整してもらうことを求めるということも考えられる。そうすべきとの意見と理解してよいか。それとも、バウンダリは自ら設定し、その排出量を認識したうえで、その排出量に対するオフセット割合も自ら設定する、という形になればよいという考えか。

仲尾委員：今のところ後者でよいと思う。オフセットの割合はこれからおいおい考えるとして、とりあえずはステークホルダーが勘違いしない範囲でバウンダリを設定し、重要な、無視できない排出源は全て算定できますよ、というくらいまで明確にバウンダリを設定していただいて、あとはクレジットの関係があるので、オフセットの割合は今のところ自由に設定できるというくらいでよいのではないか。

新美座長：よろしいか。それではフロアの方から意見、質問はあれば紹介お願いしたい。

事務局（加藤）：それでは事務局から、フロアからの質問・意見を紹介し、答えたい。大き

く分けて、あんしんプロバイダー制度、それとスキームについての質問、それと排出量、ちょうど今お話をしていた内容、それと、削減実施の実績を誰の成果とするかというところでの質問を頂いている。

まずあんしんプロバイダー制度について質問が多いので紹介させていただく。あんしんプロバイダーというネーミングをするのであれば、プロバイダーが適切な処理を行っているという信頼性を確保するということだろう。ただその仕組みはどうするのか、という質問。これは基本的にクレジットの調達から無効化までの処理がきちんと整っているかというのがおそらく最低限のチェックすべきところかと思うが、これをきちんとチェックする仕組みというのは例えば、先ほど事務局から説明があったが、たとえば帳簿をきちんとチェックするとか、あとはクレジットを無効化する、CER が入っている国別登録簿上きちんと無効化しているか、それがお客様の情報ときちんと対応しているか。そういうことが考えられると思う。この具体的手続きについては、関係の先生方にご指導いただきながら事務局で考えている。

あんしんプロバイダー制度により、具体適にどういう手続きが省かれるのか、という質問。例えば認証を行うときに、実際に認証の対象となるのは商品・サービスになるかと思うが、その商品・サービスのクレジットを提供する時に、そのコーディネートをプロバイダーが行っていることが非常に多い。そうするとあらかじめあんしんプロバイダー制度できちんとやっているところは、調べている時にそういう情報もおそらく出てくると思うので、たとえばそういうところがある程度簡略化されるか、あるいは二重に調べることはなくなるかもしれない。

認証について、平成 22 年度以降は認証センター以外でもやるが、その認定はどういった形で、何が条件になるかという質問があった。まさに認定のための基準だとか、認証機関たる条件とか、力量があるかということだが、まさにモデルをやっている平成 21 年度の中で出てくる、またそこでの検討事項となる。さきほど山本委員からも話があったが、その課題となる。

また、その認証機関について、会議・イベントに特化した認証機関は可能かというのがあるが、こういうのもアイデアとしてあるかと思う。

あんしんプロバイダー制度については、逆にこういう制度はよくないのではないか。プロバイダーが限定されてしまうので、むしろガイドライン等で設定すべきというご意見が挙がっている。

排出量の認識のところで、カーボン・フットプリントがあって、この考え方がまだ決まっていない中で簡易的なスタンダードを認めると、ダブルスタンダードになるのではないかという懸念の指摘があった。最終的には整合を図ることが必要かもしれないが、今のところは色々なスタンダードがあるというのが現状。

資料 2-②で、自己活動オフセット支援の具体の削減努力があるかないかというところで、もし商品を提供している事業者の、オフセットを提供しているということ

が削減努力そのものという形でカウントされてしまう。これは算定・公表・報告制度との関係かと思うが、そうなると良くないのではないかという指摘があった。これは他の制度との整合性もあるが、重要な意見として参考にさせていただく。

他にもたくさんいただいているが、ラベルの議論もあるため、以上にしたい。

新美座長：委員、フロアから貴重な意見をいただきありがとうございます。第三者認証基準（素案）の資料については、本日頂いた意見を踏まえて事務局で修正し、（案）という形でパブリックコメントをかける予定である。まだまだ意見あるかと思うが、案としてパブリックコメントにかけるので、案を作る過程についえては座長に一任いただき、その結果についてこの場で議論いただくという手順をふみたいと思うが、いかがか。

全委員：異議なし

新美座長：それではその手順で進めたい。それでは引き続き第三セッションとして、ラベリングの在り方について事務局から説明をいただきたい。

【第 3 セッション：第三者機関による認証を受けたことを示すラベリングのあり方について】

事務局（竹田）：資料 3 についての説明

新美座長：ありがとうございました。ラベリングについて、今日は論点整理ということなので、あまり中身に立ち入って議論するつもりはないが、事務局から提示された論点に加えて、これから議論するうえでのポイントについて中心に議論していただきたい。

山本委員：今説明をいただいて、できるだけシンプルなラベルがいいということだが、賛成だ。いろいろ他の方にも聞くと、オフセットした商品がきちんとした基準で認定をされて他のものと識別ができれば、いろいろなタイプのラベルがあるとまたわかりづらくなるし、ラベルが押された商品はこういうものだと分かるようにシンプルな物の方がいいと思う。もっと詳しい情報を知りたいとか、情報提供ガイドラインの 2 ページにオフセットに期待される効果にもあるように、消費者に広く重要なので、自分たちの活動なり、見える化して、自分ごと化するということが、オフセット商品を購入したりする時に意味からも、そういう情報もきちんとわかるようにしないといけない。とすると、ラベルの横や下とかに問い合わせ先のアドレスみたいなのが要るかなと。また、販売する時に商品の陳列してあるところに、どういうものか説明するような物が置いてあるようにすれば、興味のある人はそれを見て、どういうものか分かるのではないか。

できる限りシンプルで、ラベルをはるのにお金がかかるようにするといけない。カラフルにするとお金がかかる。できる限り単色のほうがよいのでは。ラベルそのものにもあまりお金がかからないほうがよいのでは。

新美座長：シンプルなものがよいとあるが、どんな差別化をするのがよいのか議論したほうがよい。

例えば、一部と言っていても、何パーセントなのかがシンプルな形でわかるようにするほうがよいのでは。たとえば星ひとつならば20%、とかふたつだと40%だとか、そういう差別化というのはあり得るけれども、それとも細かく示すのがあるのか。シンプルである中で、どんなものを最低限差別化すべきかとうのをもう少し議論する必要がある。まったく差別化しないというわけにはいかないだろう。100%とそうでないものとある。消費者の立場から見て、どういう差別化が必要か、議論が必要であろう。

明日香委員：今の紹介いただいた例では、比較的プロバイダーなり、ビジネスの人が自分たちでラベルを作ってしまっているが、政府が主体的にラベルを作っているような事例は、イギリスのカーボントラストは半官半民のような感じがあるが、他の国はあるのか。実際やろうとしているのか、実際やろうとして難しいのか、情報が分かれば教えてほしい。

事務局（竹田）：フランスの場合はあんしんプロバイダー制度のように、プロバイダー自身をHPでフランスの指針に同意したプロバイダーを紹介している。そういう意味でマークをつけているわけではないが、政府でやっている。

新美座長：それ以外のオフセットについては、政府系のものはないということか。後ほど分かれば、次回くらいに教えていただきたい。それでは、続いてフロアから質問等あればご紹介願いしたい。

事務局（加藤）：ラベルの使用に関してだが、従量制に商品をとってしまうと、10円の商品も1万円の商品もコスト負担が同じになってしまうので、安い商品がオフセットしにくくなってしまうのではないかと。実際にこういう技術的な問題が出てくるので、ご指摘いただければと思う。

ラベルの使用については、使用料と認証の費用については同じものとしたほうがよいのではないかという指摘を頂いている。今のところの制度では認証費用の一部でラベル費用をいただくことで考えているが、これについてもいろんな技術的な問題を踏まえた議論を行いたい。

認証機関がラベルでもうけるという考えがあるのであれば、これには疑問が残るという指摘。もちろん重々気を付けて議論したい。

新美座長：今日は時間が短いということもあったが、論点整理ということで、本日頂いたご意見をもとにさらに論点を探り、次回に事務局から素案というものを出してもらい、議論する予定になっている。次回についてぜひご期待いただきたい。
それではその他お知らせについて環境省および事務局からお願いしたい。

【事務局からのお知らせ】

環境省(吉崎):それでは参考資料4についてご紹介する。10月9日にプレスリリースした、環境省と、英国の環境・食料・農村地域省＝Defra との間でカーボン・オフセットの推進に関する協力宣言文を締結したというお知らせである。今後この宣言文に基づき、情報交換等の協力をしていきたいと考えている。

環境省（高橋）：参考資料5であるが、冒頭申し上げた通り、本日付で参考資料5にあるような排出量取引の国内統合市場の試行的実施について政府として決定したということである。詳細はHP等でも発表になるので、詳しい実施要領等も含めてまたご覧いただきたい。福田総理のビジョン、あるいはそれを踏まえた閣議決定に基づき、政府の中で検討してきたが、具体的な中身について、今日から参加企業についても募集を開始するということである。2 ページ目にあるように、二つの大きな部分がある。試行排出量取引スキーム、これは今回の試行の中心的な部分であるが、企業が自主的に削減目標を設定していただく。これは基本的に自主行動計画を目安に設定していただき、この目標に対して削減を実施していただくとともに、目標達成に対して、排出枠の取引を行うことができる。そういう意味では、参加した企業同士の排出枠の取引というのがある。それに加えて、（２）にあるような、国内クレジットという新しい制度、これまでの CDM 等の京都クレジットが目標達成に使えるということで、これらが統合された市場というのが形成されるのが期待される。

新美座長：ありがとうございます。続いて事務局からお願したい。

事務局（加藤）：次回の WS は 11 月 18 日を予定している。会場については、今回は都市会館であったが、ベルサール三田に会場を予約している。これらお知らせについても J-COFDirect に登録いただければ、そちらからお知らせする。それから今日お配りしているアンケート、質問票をお帰りの際に事務局にお渡しいただければと思う。

新美座長：それでは熱心なご議論ありがとうございました。これにて閉会致します。

以上